

総合福祉法「骨格素案」出揃う！ — 8月30日に骨格提言とりまとめ —

8月9日第17回総合福祉部会が開催。前回積み残しとなっていた法の理念、目的、範囲や医療等が追加提案され「総合福祉法」の骨格素案が出揃った。医療については「医療合同作業チーム」の堂本暁子座長（前千葉県知事）が、前日の第34回推進会議に提出した内容を報告。8月30日の次回会合で骨格提言を取りまとめ、推進会議に報告する予定。

精神障害者関係部分の抜粋

【表題】精神障害者の医療と地域生活

○精神障害者にとっては、総合福祉法において、安心して地域社会で自立した生活を送るための生活支援や相談支援が求められるが、医療の分野においては福祉サービスと連携しつつ、地域の身近なところで必要な通院医療や訪問診療を受けられる体制が求められる。
○精神障害者が調子を崩したとき、家族との関係が一時的に悪化したとき等に、入所、入院を防ぐあるいは再発予防のためのドロップインセンターとして、必要時にすぐに使えるレスパイトやショートステイが必要である。その際、障害程度区分に依らず使える仕組みとすることが必要である。

【表題】精神障害者に係る非自発的入院や入院中の行動制限

○ 関係する法律（精神保健福祉法、医療法等）を抜本的に見直し、以下の事項を盛り込むべきである。
・ いわゆる社会的入院を解消し、精神障害者が地域社会で自立（自律）した生活を営むことができるよう、権利の保障を踏まえた規定を整備すること
・ 非自発的な入院や入院中の行動制限については、人権制約を伴うものであることから、本人の意に反した又は本人の意思を確認することができない状況下での適正な手続に係る規定とともに、人権保障の観点から第三者機関による監視を含む適切な運用がなされることを担保する規定を整備すること
・ その際、第三者機関の必要経費は、国庫が負担すること

【表題】保護者制度

○ 保護者制度は廃止し、これに代わる公的制度を確立するべきである。

【表題】精神障害者の入院に係る病室の規定の見直し

○ 精神病患者を精神病室でない病室に入院させないこととしている医療法施行規則第10条三項を廃止する。

名古屋市第3期障害福祉計画 第4回専門部会(8月8日)へ意見提出

「住まいの場の確保」「相談支援機能の充実」「緩やかな社会参加の場の確保」「第3者評価委員会の設置」等、日頃の皆さんの声をまとめて提出しました。（堀田委員）